

令和7年 第2回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和7年6月20日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和7年6月20日
午前 8時55分
1. 閉 会 令和7年6月20日
午前11時51分
1. 出席委員
委員長 信宮 徹也
副委員長 河野 清一
委員 まつもとみき
委員 宇都宮久見子
委員 中村 一雅
委員 兵頭 学
1. 欠席委員
な し
1. 出席説明員
建設部長 安岡 克敏
産業部長 兵頭 章夫
上下水道課長 紙崎 順一
建設課長 宮本 勘滋
経済振興課長 岡田 拓郎
農業水産課長 亀岡 敦志
林業課長 酒井 淳二
上下水道課長補佐 大内 俊二
上下水道課長補佐 清水 宣行
上下水道課係長 幸地 大志
上下水道課係長 山本 新也
建設課長補佐 松本 幸祐
建設課長補佐 大塚 洋平
経済振興課長補佐 井上 裕基
経済振興課長補佐 源 琢也
経済振興課係長 堀内 智代
経済振興課係長 竹本 明人
経済振興課係長 兵頭 英司
農業水産課長補佐 橋本 欽司
農業水産課長補佐 上杉 敏也
農業水産課係長 清家 亮
農業水産課係長 酒井 一喜
林業課長補佐 村上 征士郎
林業課係長 兵頭 忠
1. 出席議会事務局職員
書記 瀧川 健二
1. 会議に付した事件

- 議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 交流広場整備工事請負契約について

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前 8 時 55 分

○河野副委員長

これより、令和 7 年第 2 回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員長より挨拶があります。

○信宮委員長

挨拶を行う。

○河野副委員長

次に、安岡部長より挨拶をお願いいたします。

○安岡建設部長

挨拶を行う。

○河野副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【建設部】

【建設課】

○信宮委員長

それでは早速議案に入りたいと思います。

議案第 86 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」宮本建設課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは、議案第 86 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。資料として新旧対照表がございますので、あわせて御覧ください。

開発行為に必要な許可申請等に要する手数料につきましては、愛媛県手数料条例を参酌し、本条例に定めているところでございます。

今回の改正は、所要経費の見直しに伴い、愛媛県手数料条例に定める開発行為の許可に関する手数料及び優良宅地認定申請手数料等の一部が引上げとなることから、これにあわせて手数料の改定を行うほか、所要の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

愛媛県の準拠した手数料があるからという説明だったと思います。その背景というかその手数料を上げる基本根拠といたしますか理由がもし分かっていたら教えていただきたいと思います。

○宮本建設課長

我々が所管しております開発行為の許可とあと優良宅地認定申請手数料、屋外広告物の申請等を行っておりますが、こちらのほうが、愛媛県屋外広告物条例で定める許可基準に沿って許可をしておりますので、愛媛県が定める手数料が上がるとそちらも準拠して、我々のほうも上げているという状況でございます。

○中村委員

分かりました。県が上げた背景というのがもし分かったら教えていただきたいとそう申し上げました。分からなければ分からないでいいです。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 04 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 05 分）

○宮本建設課長

手数料の上昇の理由についてですけれどもはっきり県のほうには確認はしておりませんが、近年の高騰とか、そういったものが影響しているものと推測されます。

○信宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 86 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 06 分）

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時06分)

次に議案第87号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第87号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。説明資料としてこちらのほうも新旧対照表がございますので、あわせて御覧ください。

西予市土木建設事業負担金は、市が行う土木建設事業に必要な経費について、当該土木建設事業によって著しく利益を受ける者から、その一部を徴収するものでございます。そのうち、道路維持工事の負担金の賦課基準については、地方自治法施行令に規定する随意契約が可能な工事の基準額を準用し、設定したものでございます。令和7年3月31日に地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行となり、その基準額が引上げられたことから、その負担金の賦課基準を130万円から200万円へ見直すものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありますか。

○兵頭委員

130万円から200万円、道路維持で自分とこの利益をもたらすということなんですけど、この道路維持に関しての地元で利益を得る可能性があるというのは、どういった場合があるんですか。ちょっと思いつканのですけど、教えていただいたらと。

○宮本建設課長

著しく利益を受けるものはどういったことかという御質問ですけども、例えば市道になっている道であってもその行き先が限られた方だけの人家しかなかったりですとか、限られた農地であったりとか、そういったところの場合に、著しく限られた者の方が利益を受けるという判断で、こういう徴収条例が定まっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第87号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時10分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時13分)

次に、議案第88号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第88号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。こちらの資料として新旧対照表がございますので、あわせて御覧ください。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、当該規定の条番号が一部繰り下がることから、当該規定の引用する本条例について、あわせて規定の整理を行うものでございます。内容等の変更はございません。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時15分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時18分)

質疑はありませんか。

○まつもと委員

この条例に該当する西予市の公園っていうのは

どれになるのか教えてください。

○宮本建設課長

この条例に該当する西予市の施設は都市公園になります。西予市の都市公園は7つございまして、それぞれ三瓶中央児童公園、愛宕山公園、津布理公園、御旅公園、野村地区公園、宇和運動公園、三瓶公園の7施設になります。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 88 号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時19分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時20分）

それでは次に、議案第 95 号「交流広場整備工事請負契約について」宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第 95 号「交流広場整備工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。こちらでも説明資料がございますので、あわせて御覧ください。

本施設は、平成 30 年 7 月豪雨による浸水被害後に策定した野村復興まちづくり計画及び野村地区都市再生整備計画に基づき、復興とまちのにぎわいの創出を図ることを目的として整備するものでございます。新たに整備する本施設は、地域住民の交流の場として、日常の利用のほか、商店街や乙亥の里でのイベント時にも、野村地区の市街地と一体的にぎわいを生み出す広場として活用できるよう計画しております。

本工事につきましては、去る 6 月 10 日電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、

貝吹土建有限会社代表取締役大田信介氏と工事請負金額 2 億 6378 万円で 6 月 11 日に工事請負仮契約を締結いたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○宇都宮委員

参考までに、こちらのタイムスケジュール的なものを御説明いただけたらと思うんですけれども。

○宮本建設課長

こちらの交流広場についてですけども、契約が完了次第、工事の準備に入っていただくわけですけども、工期のほうは添付してある契約書に記載させていただいてますとおり、令和 8 年 2 月 27 日の工期とさせていただいております。ですので年度内完成ということを目標に発注しております。

○兵頭委員

添付資料に図面が添付されておりますけど、今回の予定区域ゾーンというのは、レクリエーションエリアという考えでよろしいんですかね。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時23分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時24分）

○兵頭委員

私の勘違いでしたが、そしたらレクリエーションエリアは最終的に完了するのはいつの時期になるのかお願いします。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時24分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時27分）

○宮本建設課長

先ほどの工期の御質問ですけども、当然今年度で全ての工事が完了するということはちょっと不可能に近い状況でございます。国のほうには工期、計画の延長ができるかどうかというところを今調整している段階でございます。

○中村委員

交流広場の整備ということですけども、これ

は野村の復興まちづくり計画に基づくことだと思うんですが、具体的に中身、あらましを教えてください。ただければと思います。

○宮本建設課長

こちらの交流広場の概要になりますけども、説明のほうでは触れたんですけども、いろんなイベントとか盆踊りであったりとか文化祭、あと軽トラ市とか、そういったイベントでも活用いただけますし、朝霧湖マラソンとか乙亥相撲そういったところの駐車場等にも使えるように設計はしております。ですので施設といっても、休憩場所であったりとか小さなステージであったりとか、あとトイレが1カ所あると、あと駐車場も10台から20台程度置けるような駐車場があると、真ん中にはケヤキの既存木を中心に設計して、その周りをみんなが囲んでいろんなイベントができるっていうふうなイメージで設計しております。

○宇都宮委員

契約案件ではないんですが、野村地区都市再生整備計画事業全体として、今回、交流広場つくられるということですけど、初めからいろいろ話があったと思うんですけど、今後の維持管理等今できてる部分もこれからできる部分に関しても、地元の方とかどういう話になってるのかなっていうことを御説明いただけたらと思うんですけども。

○宮本建設課長

この公園の今後の維持管理についてですけども、右岸側は大体整備が終わりまして、完了している部分に関しましては、野村支所が主導となって野村の自治振興会と委託契約をして、今管理をしていただいている状況でございます。あと左岸側につきましても、今後は同じような流れでお願いできるかどうか調整をしているところでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第95号「交流広場整備工事請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時31分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時31分）

それでは次に、議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、建設課所管分についてを議題といたします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」建設課所管分について御説明申し上げます。資料は説明資料①になります。

今回、国庫補助金事業の内示に伴い、事業費の変更を行う5事業の一覧と、概要を取りまとめておりますので、予算書とあわせて御確認ください。

予算書31ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費、市道二及10号線改良事業におきまして、21節補償金537万9000円を減額するものでございます。

当事業は、三瓶町二及地区の避難路整備として実施した道路改良工事に伴う、振動等による建物や工作物への損害被害に対する補償金となりますが、被害報告書の再精査による減額となります。歳入の内訳は予算書9ページ、14款2項5目土木費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金（都市防災）のうち250万円の減額。それと一般財源287万9000円の減額となります。

続きまして予算書は同じく31ページになります。

資料は、説明資料①になります。

8款2項3目道路新設改良費、市道朝立1号線改良事業において、14節工事請負費を当初予算で7550万円を計上しておりましたが、内示減額に伴い3750万円を減額し、3800万円とするものでございます。

当事業は三瓶町朝立地区の津波緊急避難場所となっている三瓶公園への避難路整備を行っているものでございますが、全延長250メートルのうち37メートルは、令和6年度で完成しております。今年度は約60メートルを予定しており、残りは153メートルとなります。全体の完成見込みは、

令和 10 年度と見込んでおります。

歳入の内訳は予算書 9 ページ、14 款 2 項 5 目土木費国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金（都市防災）2500 万円の減額でございます。それとあわせて 11 ページ、21 款 1 項 5 目土木債のうち、道路橋梁債 1250 万円の減額となります。

続きまして、資料は説明資料①になります。

8 款 5 項 1 目、都市計画策定管理事業におきまして、財源内訳の変更を行います。

今年度改定予定の立地適正化計画は、都市計画区域において都市計画の策定と計画に基づき、都市施設を計画的に整備することにより、安全性、快適性、利便性の向上を目指し、都市機能及び住居誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを推薦する目的で実施しております。立地適正化計画の改定を行うため、当初予算にて 1062 万 3000 円の委託料を計上しておりましたが、集約都市形成支援事業国庫補助金の内示減額に伴い、財源内訳の変更を行うものでございます。事業費の増減はございません。歳入の内訳は予算書 9 ページ、14 款 2 項 5 目土木費、国庫補助金のうち、集約都市形成支援事業費国庫補助金を 277 万 2000 円減額、それとあわせて一般財源 277 万 2000 円を増額いたします。

続きまして予算書 32 ページになります。

資料は①になります。

8 款 5 項 5 目野村地区都市再生整備計画事業におきまして、事業費を減額するものでございます。

当事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した野村地区の復興事業でございますが、令和 7 年度当初予算で、主に左岸側交流広場の工事請負費として、3 億 5842 万 2000 円の事業費を計上しておりました。都市構造再編集集中支援事業補助金の内示減額に伴い、14 節工事請負費 3870 万円、18 節負担金補助及び交付金 45 万円を減額し、21 節補償金 50 万円を増額いたします。事業費全体では、3865 万円の減額となります。

歳入のほうは予算書 9 ページ、14 款 2 項 5 目土木費国庫補助金のうち、都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金 3865 万 4000 円の減額となります。

続きまして、予算書 33 ページになります。

資料は①になります。

8 款 6 項 1 目地域住宅交付金事業におきまして、

12 節委託料 88 万円、14 節工事請負費 1 億 1385 万 3000 円を減額するものでございます。

当事業は、公営住宅長寿命化計画に基づき、既存住宅の建替及び修繕を実施する事業でございますが、令和 7 年度当初予算で一ノ瀬団地 H 棟・K 棟の建替と、れんげ団地外壁改修工事、D 棟の工事請負費として 2 億 5180 万 2000 円の事業費を計上しておりましたが、社会資本整備総合交付金事業補助金（住宅管理費）の内示減額に伴い、一ノ瀬団地 K 棟の建替を来年度以降に延期し、れんげ団地外壁改修工事の一部を補助対象外とすることで、事業費を 1 億 1473 万 3000 円減額するものでございます。

歳入の内訳は予算書 9 ページ、14 款 2 項 5 目土木費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金 4783 万 6000 円の減額。11 ページ、21 款 1 項 5 目土木債のうち、住宅債 6690 万円の減額となります。

以上、議案第 89 号「令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）」建設課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

宮本課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

地域住宅交付金事業のれんげ団地の外壁工事を一部対象外とするというのは、どういうことなのか、もう少し詳しく説明もらってもいいでしょうか。

○宮本建設課長

補助金が減ったので、それに合わせて事業費を全体的に落とすっていうのは基本的な考え方なんですけども、あくまで工事になると、キリがいいところまではどうしても仕上げたいというところで、一部補助対象外、言うたら、一般財源であつたりとか、そういう市債であつたりとかそういったものを充てて、補助金のかわりにそれを充てて事業を実施するという内容でございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 42 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時46分）
質疑はほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時47分）

【上下水道課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時49分）

続きまして、上下水道課所管分に移ります。

まず最初に、議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち上下水道課分を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、一般会計補正予算書32ページをお開きください。

三瓶安土地区で実施しております雨水公共下水道事業における施工区間の延長等による事業量の増加と、労務費及び資材費等の高騰によります経費の増加の影響によりまして、工事請負費を増額及び国庫補助金、社会資本整備総合交付金の配分通知に伴います財源の調整を行うものでございます。

まず歳出でございますが8款土木費、5項都市計画費、7目雨水公共下水道事業費、14節工事請負費の国庫補助対象分を内示額に合わせまして2952万9000円減額し、市単独分を2億8000万円増額し、補正後の予算額を4億6382万円としております。

次に歳入でございますが、補正予算書の9ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費国庫補助金、社会資

本整備総合交付金（下水道）（防災・安全交付金）を配分額に合わせまして1476万4000円減額をしております。事業費の増額、財源の調整に伴いまして、起債の借入額も増額をしております。

補正予算書の11ページをお開きください。

21款1項市債、5目土木債、7節都市計画債、過疎対策事業債を2億6530万円増額をしております。

以上で議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」上下水道課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時53分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時57分）

○中村委員

工事請負費が2億5000万円ほど増額になっていると。この増額の要因とそれから財源の組替についての理由についてもあわせてお聞かせいただきたらと思います。

○紙崎上下水道課長

今回工事をしておる安土地区でございますが、ミニシールド工法という特殊な工法でやっております。現在、工事費が当初の発注時期と比べまして単価等が大分上がってきております。その費用とあと工事の延長を延ばすことによりまして、年度内にシールド工法を終わらすということで、増額をするようにしております。

○まつもと委員

同じく三瓶地区雨水公共下水道事業なんです、すいません私、ちょっとよく分かってないんですが、もともと全体の工事費が幾らで計画されてて、今、幾らになっている、それから終わる完成予定がいつかっていうのは言えますかね。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時59分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前10時05分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問につきましては、担当の山本

係長のほうに答弁をさせていただきます。

○山本上下水道課係長

安土地区の事業費ですが、当初計画のときには、一応工事費全体として7億円。ただ、工事の途中でいろいろな諸問題がありまして、工法見直しによってミニシールド工法という今の工法を採用して、全体事業計画は、今のところ工事費として10億円を見込んでおります。完成予定は令和8年3月、令和9年4月から供用開始を目指して、現在鋭意施工中です。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようなのでこれにて質疑を終結いたします。

この一般会計補正予算、上下水道課分ですけれども、後の水道事業の補正予算また下水道事業補正予算関係がございますので、採決は後ほど行います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時07分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前10時07分）

次に、議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」並びに議案第91号「令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について、紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第91号「令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」上下水道課所管分と関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

総則から御説明を申し上げます。

第2条の事業の予定量におきまして、主要な建設改良事業を3210万4000円減額し、補正後予定量を2542万6000円としております。

次に、第3条の収益的収入及び支出において、第1款水道事業収益、第2項営業外収益を14万4000円増額し、補正後予定額7億9664万7000円とし、第1款水道事業費用、第1項営業費用を297万9000円減額し、補正後予定額7億6993万

1000円としております。

次に第4条の資本的収入及び支出において、第1款資本的収入分の第2項企業債、第3項補助金を合わせて2972万6000円減額し、総額1億1791万2000円とし、第1款資本的支出の第1項建設改良費を3210万4000円減額し、4億2077万円としております。

また、第5条の企業債の限度額を、上水道事業整備事業限度額3550万円、過疎対策事業限度額3520万円に改めております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を324万4000円減額し、1億515万5000円としております。

第7条の他会計からの補助金につきまして、児童手当等補助金を14万4000円増額し、249万6000円に改めるものでございます。

以上で、総則の説明いたしますけれども、今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整並びに野村大橋仮橋建設工事に伴う橋梁添架負担金の増額のほか、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費及び財源の調整によるものでございます。

それでは詳細について御説明申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。

収益的収入として1款水道事業収益、2項営業外収益、3目補助金、1節一般会計補助金を14万4000円増額し7億9664万7000円としております。

補正予算書の14ページをお開きください。

収益的収支、支出として1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、32節負担金において、橋梁添架負担金26万5000円を増額し、4目総係費において、1節給料、2節手当、5節法定福利費を調整いたしまして、324万4000円減額し、補正後7億6993万1000円とするものでございます。

続きまして補正予算書の15ページをお開きください。

資本的収入として1款資本的収入、2項1目1節企業債2170万円減額、3項補助金、1目1節国庫補助金を802万6000円減額し、補正後1億1791万2000円としております。

16ページをお開きください。

資本的支出として 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目送配水等施設費、34 節工事請負費を 3210 万 4000 円減額して、補正後 4 億 2077 万円としております。

次に、一般会計補正予算書の 26 ページをお開きください。

人事異動に伴う繰出金の調整により、4 款衛生費、4 項水道費、1 目水道費、18 節負担金及び交付金的水道事業負担金 14 万 4000 円を増額しております。

以上で令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようでございますので、質疑を終結といたします。

この議案の採決につきましても、後ほど行います。

続きまして、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」並びに議案第 92 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてを議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 92 号「令和 7 年度下水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」上下水道課所管分と関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

総則から御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量におきまして、管渠整備事業予定量を 4420 万円減額し、補正後予定量を 2 億 4480 万円としております。

第 3 条の収益的収入及び支出において第 1 款下水道事業費収益、第 2 項営業外収益を 354 万 8000 円増額し、補正後予定額を 8 億 3654 万

8000 円とし、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用を 413 万 1000 円増額し、補正後予定額を 9 億 6568 万円としております。

次に第 4 条の資本的収入及び支出において第 1 款資本的収入、第 1 項企業債を 3790 万円減額、第 3 項補助金を 3960 万円減額し、補正後予定額を 4 億 4595 万 6000 円とし、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費を 7927 万 9000 円減額し、補正後予定額を 6 億 2695 万 9000 円としております。

次に、第 5 条では下水道事業債の限度額を 5060 万円、過疎対策事業債の限度額を 5050 万円に改めております。

次に、第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について職員給与費を 413 万 1000 円増額し、5588 万 3000 円としております。

次に、第 7 条の他会計からの補助金について、経営基盤強化補助金を 354 万 8000 円増額し、3840 万 4000 円に改めるものでございます。

以上で総則の説明とさせていただきますが、今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整並びに国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費及び財源の調整によるものでございます。

それでは詳細について説明を申し上げます。

補正予算書の 15 ページをお開きください。

収益的収入として 1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金、営業基盤強化 354 万 8000 円増額し、8 億 3654 万 8000 円としております。

補正予算書の 16 ページをお開きください。

収益的支出として 1 款下水道事業費用、1 項営業費用、4 目総係費において、1 節給料、2 節手当、3 節賞与引当金繰入額、6 節法定福利費、7 節法定福利費引当金繰入額を調整いたしまして、413 万 1000 円を増額し、補正後 9 億 6568 万円とするものでございます。

次に補正予算書の 17 ページをお開きください。

資本的収入として 1 款資本的収入、1 項企業債、1 目 1 節建設改良費等の財源に充てるための企業債を 3790 万円減額、3 項補助金、1 目 1 節国庫補助金を 3960 万円減額し、補正後 4 億 4595 万 6000 円としております。

補正予算書の 18 ページをお開きください。

資本的支出として 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目管渠整備事業費、32 節工事請負費を 4420 万円減額し、13 目改築処理場整備事業、19 節改築委託料を 3507 万 9000 円減額して、補正後 6 億 2695 万 9000 円としております。

次に、一般会計補正予算書の 32 ページをお開きください。

人事異動に伴う繰出金の調整により、8 款土木費、5 項都市計画費、2 目公共下水道費、18 節負担金補助及び交付金の公共下水道事業会計負担金を 36 万円増額しております。

一般会計補正予算書の 27 ページをお開きください。

6 款農業水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の農業集落排水事業会計負担金 318 万 8000 円を増額しております。

以上で議案第 92 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑はないようなので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は、議案第 89 号、第 91 号、第 92 号をそれぞれ行います。

まず最初に、議案第 89 号「令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）」上下水道課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして議案第 91 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして議案第 92 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 22 分）

【産業部】

【経済振興課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 35 分）

これより産業部に移ります。

最初に兵頭産業部長の御挨拶をお願いいたします。

○兵頭産業部長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは、これから経済振興課の審査に移ります。

議案第 83 号、84 号、85 号につきましては、続けて説明をいただき、一括で質疑を行いたいと思います。

それでは、議案第 83 号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 84 号「西予市明浜オートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」、議案 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは議案第 83 号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 84 号「西予市明浜オートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、西予市みかめ本館、西予市明浜オートキャンプ場、西予市明浜観光交

流拠点施設の3施設について、利用料金の上限額の改正を行うものでございます。

これらの施設は市の管理施設として、指定管理者による運営を行っているところですが、昨今の物価高騰によるエネルギー価格、原材料価格、人件費等あらゆる分野のコスト上昇に伴いまして、指定管理者から現在の利用料金の設定では、適切な管理運営を行うことが難しい状況にあり、料金設定における上限額の見直しについて要望がありましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

83号からなんです、料金改定するときはどういうふうな研究されたのかなと思ってまして、まず、現在の平日と休日の稼働率はどうになっているのでしょうか。この西予市の公共施設個別施設計画では、令和4年度には12室あって70%の稼働率3,100人利用するというふうになってはいるんですけど、ここ数年の稼働率っていうのを教えてもらっていいですか。平日と休日で分けてお願いします。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時50分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時56分)

○岡田経済振興課長

今の質問に対しまして回答をさせていただきたいと思います。

すみません、稼働率については、ちょっと今把握しておりませんので、後日、把握しまして、報告させていただきたいと思います。宿泊者数につきましては、把握しておりますので、令和6年について2,713人の宿泊者が実績として上がってきているところでございます。

あと価格の設定の根拠につきましては、近年、松山の伊予インターから降りたところのホテルなども安さが売りであったんですが、約1,000円値

上げされたというところもあったりして、調べたところ、総務省の統計局が発表している消費者物価指数の宿泊料において、令和2年から令和6年までの指標が約5年間で1.5倍以上という数値が出ているところでございます。そういったところを鑑みて、これを根拠に各指定管理者と相談しまして、管理者が納得できるような形で料金を設定させていただいたところでございます。

それを根拠として、この料金設定とさせていただいております。

○まつもと委員

議案第85号の明浜観光交流拠点施設のほうは、3歳未満の宿泊者・利用者に対しての寝具の利用を1,500円で、こちらは1,500円据置きなんですが、83号のほうは1,500円を1,800円に上げられるということで、これについてはどういう、83号のみかめ本館だけ上げられた理由というのがありますか。

○岡田経済振興課長

今のことについて回答させていただきます。

明浜観光交流拠点あけはま一れにつきましては、老朽化がちょっと著しいところもございまして、料金改定はするんですけども、その中で適切な価格ということを明浜の指定管理者と相談して、この価格の設定を協議したというところになっております。そういった施設の状況とか、そういったものを鑑みて、料金設定をさせていただきました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時59分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時01分)

○岡田経済振興課長

まず、先ほどの発言ですが、質問の内容を勘違いしておりまして、全然関係ない回答をしていたしました。申し訳ございません。撤回させていただきます。

それでは先ほどの寝具の料金についての回答をさせていただきたいと思います。料金差があるということで、なぜあわせないかという質問だったかと思うんですが、この各指定管理者と相談の上で料金設定をしております、この価格でいきいということで提示して、相談の上で決定した数字となっておりますので、市内統一した料金とは考えていない設定の内容となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○まつもと委員

きゃんぱのほうなんです、シーカヤックの今の条例だと1時間と4時間と1日という区分けがされていて、今回は新しい条例1時間分だけしか表示がないんですが、これは1時間ごとに加算するよということなんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時03分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時03分)

○岡田経済振興課長

回答をさせていただきたいと思います。

今、議員が言われたとおり、この1時間ごとの設定のみでさせていただきまして、その利用時間によって料金が加算していくという形で、この改定となっております。

○まつもと委員

そしたら、これまでのカヤックの平均利用時間というのは分かったら教えてほしいのと、市民の利用と市外からの方の利用の割合っていうのは分かりますでしょうか。

○岡田経済振興課長

すみません。今その資料が手元になくて集計しないと出てこない数字になっておりますので、これにつきましても、後日報告させていただけたらと思います。

○まつもと委員

明浜オートキャンプ場条例の設置の第1条のところに、市民の体力向上と健康保持を図ることを目的っていうふうになっていて、例えばシーカヤックの利用の市民割引といいますか、そういうものっていうのは検討されたことはあるのかな、ちょっとお聞きしたいんです。

○岡田経済振興課長

今の検討について、私2年目なんですけども、2年の間では検討は行っておりません。以前に行っているかどうかはちょっと確認させていただきたいと思います。今言われたように市民割引についても、指定管理をしている施設でございますので、そちらの施設のほうと協議しながら、それが集客につながるような、魅力的な取組内容であれば、そういったところも取り入れていったらどう

かというような提案はしていきたいと考えております。

○まつもと委員

今言われた集客に向けての取組というところというこの明浜オートキャンプ場、また明浜観光交流拠点施設どちらももうWebで予約ができない状態かなというふうに思います。もしその促進されるということでしたらそれらもあわせて検討いただきたいんですけどどうでしょうか。

○岡田経済振興課長

ご提案ありがとうございます。そういったところを含めて、やっぱ集客がかなり強い問題点になってくると思いますので、改善性等できるかどうか今後検討しながら、この施設の集客アップに目指して検討していきたいと思います。

○信宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○信宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第83号、84号、85号をそれぞれ採決を行います。

まず、議案第83号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○信宮委員長

挙手多数により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第84号「西予市明浜オートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○信宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第85号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案

どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 07 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 09 分）

次に、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、経済振興課所管分を議題といたします。

岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、産業部経済振興課所管分につきまして、御説明をさせていただきます。それでは補正予算書に基づきまして、歳出予算から説明させていただきたいと思います。

補正予算書、30 ページを御覧ください。

7 款 1 項 1 目商工総務費、職員給与費（商工総務費）400 万 3000 円の減額補正でございます。こちらにつきましては、総務課所管でございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして同ページになります。

7 款 1 項 6 目産業創出事業費、財源の組替によるもので、事業名は記載されておりませんが、特産品水産事業、補正額はゼロ円でございます。国庫補助金の採択されたことに伴いまして、国庫補助金の確保ができたことにより、財源の組替えをしたものであり、これによる歳出予算の増減はございません。

続きまして歳入について、説明させていただきます。

補正予算書の 10 ページ目にお戻りいただけたらと思います。

18 款 2 項 32 目ふるさと応援基金繰入金 798 万円の減額補正でございます。先ほど歳出予算の説明で申し上げました国庫補助金の採択により、ふるさと応援基金を財源として充当していた事業の国庫補助金が確保されたことから、財源を組替えたことによります一部を減額するというものでございます。

以上で経済振興課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

これにて質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、経済振興課分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 12 分）

【農業水産課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 23 分）

これより農業水産課分に移ります。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち農業水産課所管分を議題といたします。

亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」農業水産課所管分について御説明申し上げます。

はじめに歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書 27 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の中の農作物生産振興対策事業としまして、1318 万 6000 円、農業用機械・施設整備事業として 741 万 6000 円を増額するものです。

この事業の概要は J A 愛媛野菜生産者組織協議会等の 4 つの団体で構成します、愛媛野菜広域事業コンソーシアムにおきまして、県内のキュウリ、トマト、ナスの広域共同選果を実現するために、令和 7 年度から 8 年度にかけまして、松前町で新規に整備予定の野菜広域集出荷施設に対し、受益地域の 13 市町が支援を行うに当たり、該当する野菜の過去 3 カ年の実績に基づきまして、今後の利用率により算出されました令和 7 年度事業分の補助金として 1318 万 6000 円を計上するものとなっております。

また、農業用機械・施設整備事業では、国のスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に5月12日付で採択されました2事業分、実施主体に合計741万6000円の補助金を計上するものとしております。

続きまして、29ページを御覧ください。

6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費では、国庫補助金の内示に伴います減額として海岸メンテナンス事業では600万円、漁村再生交付金事業では5200万円を減額するものでございます。事業の概要ですが、海岸メンテナンス事業では、三瓶・周木・狩浜漁港海岸の長寿命化計画更新に要する測量設計監理委託料及び狩浜漁港海岸の老朽化対策に要する工事請負費、漁村再生交付金事業では、宮野浦地区の高山漁港南防波堤新設工事請負費として計上しているもので、今回の補正で合わせて5800万円を減額するものとなっております。歳出予算につきましては以上となります。

続きまして、歳入予算のほうを御説明申し上げます。

補正予算書9ページにお戻りください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金ですが、減額内示に伴いまして2節水産業費国庫補助金を漁港再生交付金分2600万円及び海岸メンテナンス事業費分300万円の合計2900万円を減額し1億2825万円とするものでございます。

続きまして10ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金のうち、農業費県補助金としまして先ほど御説明しましたスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業分の県補助金868万4000円を計上しております。また、同じ4目の水産業費県補助金のうち、漁村再生交付金分868万4000円、海岸メンテナンス事業分90万円の合計958万4000円を減額しております。こちらにつきましても、歳出のほうで御説明しました海岸メンテナンス事業と漁村再生交付金事業において、割当内示額が減額になったことに伴います減額補正となっております。

以上で、農業水産課所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありますか。

○まつもと委員

農業用機械施設整備事業のスマート農業の2事業体のこと、もう少し詳しく説明してもらってもいいですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時29分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時29分）

○亀岡農業水産課長

2事業体実施主体の件ですが、1つは農事組合法人JRB代表大野康倫さんの農事組合法人として、そちらが畜産粗飼料生産に関する事業となっております。機械の導入としまして直進アシスト付きトラクターを導入するものでございます。もう1つの事業体につきましては、郷内生産組合が麦、大豆、新規需要米の生産に関する事業となりまして、可変施肥付き直進アシスト田植機を導入するものとなっております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時30分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時30分）

○亀岡農業水産課長

すいません。先ほどの農事組合法人JRBの代表ですが、大野康倫さんではなく、大塚康倫さんですので訂正させていただきます。

○河野副委員長

27ページの農作物生産振興対策事業ですけれども、県内で1カ所に選果場建てるという説明みたいなんですけれども、今までこんな選果場をするときには、国の補助とか、県の補助もあろうかと思うのですが。そこら辺の割合とか総事業費とそこら辺まで分かれば教えてください。

○亀岡農業水産課長

総事業費につきましては、17億8600万円程度今計画をされております。そのうち国補助金が2分の1、県補助金が10分の1となっております。市町に対しては撤去費等を除けた補助事業対象経費から撤去費を除きまして10分の1を各市町で要望が出ておるところでございます。

○河野副委員長

J A、農協ですけれども、県1 J Aを目指して協議をしとったところが、2 J A、県下の大きいJ Aの松山市と中央農協が協議会から離脱するという内容になっております。それらの団体の関係はないのでしょうか。

○亀岡農業水産課長

こちらにつきましても5月30日に報道もされたと思うんですが、全国農業協同組合連合会の愛媛県担当本部の担当者にも確認したところ、影響はありませんと回答をいただいております。

○河野副委員長

県1の施設ということですから、この西予市でいうとJ Aひがしうわ、またあるいはもっと南のJ Aえひめ南のほうからトマト、キュウリ、ナスを運んで、そこで選果すると。そういったことはリスクが大きいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の検討はされておりますか。

○亀岡農業水産課長

まず、先ほど言われましたJ Aえひめ南であったり、J Aひがしうわにもキュウリの選果場が野村にありますが、そちらも今だんだんと生産量が減ってきているという回答もいただいておりますが、今後、関西方面等に出荷していくに当たって、ある程度やっぱり大きなロットで、今農協のほうは大きなロットとして販路を開拓したいという回答をいただいております。また、それについて、今後の生産量の維持であったり、うまく繁忙期には、今現在もある選果機を稼働させていきながら、今後の販売につなげていきたいという回答はいただいているところでございます。

○河野副委員長

そしたら今ある選果機、この市内にある選果機、それをいきなりやめるのではなくて、それも活用しながら、徐々に県1に集めていくという構想でしょうか。

○亀岡農業水産課長

今ほど言われましたように、現在ある分は繁忙期にはそこを使いながら、東宇和分も繁忙期には使いながら、今度松前にできる施設を通して関西方面へ出荷していくというお答えをいただいております。

○河野副委員長

大体分かりました。今後ですけれども、施設というのは、稼働するたびに傷んでくるところもあると思います。そういったところの費用の負担とか、そういったこともまたかかってくるという予想でしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時35分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時38分）

○亀岡農業水産課長

今後の維持費についてですが、そちらについては事業実施者のコンソーシアムの負担となることになっております。

○兵頭委員

先ほどの説明で13市町という話だったんですけど、愛媛県は20市町ですので7つはもう単独でそのままやられるという考えなんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時39分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時41分）

○亀岡農業水産課長

受益となっております13市町ですが、あとの7市町はキュウリにトマト、ナスの生産がない市町となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようなのでこれにて質疑を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち農業水産課分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時42分）

【林業課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 43 分）

これより、林業課所管分の審査に移ります。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」林業課所管分についてを議題といたします。

酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」林業課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書 28 ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目林業総務費、職員給与費に係る補正予算額は 157 万 8000 円の増額です。職員給与費については、総務課所管ですので、説明は省かせていただきます。

続きまして、同じく補正予算書 28 ページ、6 款 2 項 2 目林業振興費、林道岩瀬戸線舗装事業に係る補正予算について御説明いたします。

補正予算額は 1030 万円の減額です。今回、国庫支出金の補助内示の減額に伴い減額補正を行うものです。

続きまして、林道ダネクサ 2 号線舗装事業に係る補正予算について御説明いたします。補正予算額は、610 万円の減額です。今回国庫支出金の補助内示の減額に伴い減額補正を行うものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書 9 ページをお開きください。

12 款 1 項 1 目 2 節林業費分担金 82 万円の減額は、林道 2 事業の事業費減に伴う減額です。

同じく、補正予算書 9 ページ、14 款 2 項 3 目 3 節林業費国庫補助金 820 万円の減額は、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用した林道 2 事業の事業費減に伴う減額です。

続きまして補正予算書 11 ページ、21 款 1 項 3 目 2 節林業債 730 万円の減額は、林道 2 事業の事業費減に伴う減額です。

以上で、林業課所管に係る 6 月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○信宮委員長

酒井課長の説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありますか。

○まつもと委員

直接的な質問になってないかもしれないんですが、2 つとも舗装事業ということで、どういう舗装なのかちょっと御説明いただいてもいいでしょうか。

○酒井林業課長

この 2 路線につきましては未舗装の林道でありまして、まず側溝等の溝横の溝の改良をして、アスファルト舗装をしていく事業となっております。

○まつもと委員

勉強不足で、場所とアスファルトの舗装が何メートルかちょっと分かってないので、もう少し詳しく御説明していただいていいでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 48 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 49 分）

○酒井林業課長

林道岩瀬戸線の減額になった場合の施工延長ですが、今年度 360 メートル計画しております。岩瀬戸線につきましては宇和町田野中の林道になります。もう 1 路線、ダネクサ 2 号線ですが、今年度 200 メートルの計画をしております。場所については、野村町中筋の高瀬から富野川を結ぶ林道となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」林業課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了をいたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前11時51分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

信宮 徹也